

給付金の手続きと振り込みまでの流れ



① 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合

世帯の中に、令和4年1月2日以降に豊島区に転入した方がいる場合

1 豊島区から、支給対象と思われる世帯へ、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送付されます



1 豊島区から、支給対象となる可能性のある世帯へ、申請書が送付されます

2 記載内容を確認して、豊島区に郵送または直接提出してください。

【確認事項】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ郵送または直接提出してください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど

確認書や申請書が届いても、支給要件に該当しない

② 予期せぬ理由により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

【対象となる世帯】
以下のいずれにもあてはまる世帯

- 予期せぬ理由により収入が減少したこと。
- 世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税水準以下であること。

非課税水準とは…



扶養人数	非課税相当限度額(収入額)	非課税相当限度額(所得額)
扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
5人	355.7万円	241.0万円

Q & A



Q 申請はいつまでできますか

A 令和5年1月31日(必着)までに申請してください。

Q 世帯分離をした場合はどうなりますか

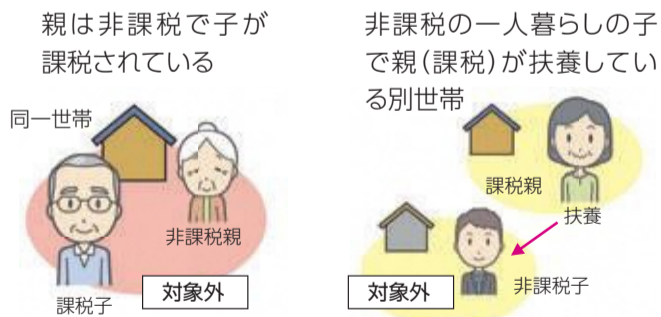
A 基準日時点(家計急変の場合は申請日時点)において判定します。基準日(家計急変の場合は申請日)以後に世帯分離をしても別世帯とはみなしません。また、一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は原則として支給の対象外です。

例	令和4年1月1日	令和4年9月30日(基準日)	令和4年10月1日以降	給付する市区町村
ケース1(非課税世帯)	A市 世帯主 配偶者 甲(非課税) 乙(非課税)	A市 世帯主 配偶者 甲(非課税) 乙(非課税)	A市 B市 世帯主 配偶者 甲(非課税) 乙(非課税)	A市で給付 B市に転出した配偶者は対象外
ケース2(家計急変世帯)	A市 世帯主 配偶者 甲(課税) 乙(課税)	A市 世帯主 配偶者 甲(課税) 乙(課税)	A市 B市 世帯主 配偶者 甲(課税) 乙(課税) 非課税水準以下に減収	申請時に居住する市区町村で給付(世帯主(甲)はA市、配偶者(乙)はB市)

Q 支給の対象だと思いますが、確認書が届きません。

A 以下のような場合は支給対象外です。対象かどうか不明な場合は問い合わせてください。

- 同居している家族(同一世帯)の中に、住民税が課税される収入がある方がいる場合
- 同居、別居問わず、課税されている親族などから世帯全員が扶養されている場合



Q 子育て世帯への価格高騰緊急支援給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は対象であれば2つとも給付されますか

A それぞれ支給要件を満たしていれば2つとも給付されます。なお、振り込みや手続き、問い合わせ先は別となります。

子育て世帯への価格高騰緊急支援給付金に関すること…

☎4566 - 2482

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関すること…

☎4566 - 4192